

# **恵庭市地域防災計画**

## **(地震災害対策編)**

**令和6年3月**

**恵 庭 市 防 災 会 議**

## [ 地震災害対策編・目次 ]

### 第1章 総則

第1節 計画の目的.....	1-1
第2節 計画の性格.....	1-1
第3節 計画の効果的促進.....	1-1
第4節 計画の基本方針.....	1-2
第5節 市民及び事業所の基本的責務.....	1-3
第6節 災害対策行動マニュアルの作成.....	1-5

### 第2章 恵庭市の地勢と災害の概要

第1節 自然条件.....	2-1
第2節 災害の想定.....	2-2

### 第3章 防災体制

第1節 恵庭市災害対策本部.....	3-1
第2節 地震に関する情報.....	3-4

### 第4章 災害予防計画

第1節 市民の心構え.....	4-1
第2節 地震に強いまちづくり推進計画.....	4-4
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発.....	4-7
第4節 防災訓練計画.....	4-8
第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備.....	4-9
第6節 相互応援体制整備計画.....	4-9
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	4-9
第8節 避難体制整備計画.....	4-9
第9節 災害時要援護者対策計画.....	4-9
第10節 火災予防計画.....	4-10
第11節 危険物等災害予防計画.....	4-12
第12節 建築物等災害予防計画.....	4-16
第13節 土砂災害予防計画.....	4-17
第14節 液状化災害予防計画.....	4-17
第15節 積雪・寒冷対策計画.....	4-18
第16節 業務継続計画の策定.....	4-18

## 第5章 災害応急対策計画

第1節 基本方針.....	5-1
第2節 応急措置実施計画.....	5-1
第3節 災害情報等の収集・伝達計画.....	5-2
第4節 動員計画.....	5-6
第5節 災害広報計画.....	5-7
第6節 地震火災等対策計画.....	5-9
第7節 避難対策計画.....	5-11
第8節 救助救出計画.....	5-11
第9節 災害警備計画.....	5-11
第10節 交通応急対策計画.....	5-11
第11節 輸送計画.....	5-11
第12節 ヘリコプター等活用計画.....	5-11
第13節 食料供給計画.....	5-11
第14節 給水計画.....	5-12
第15節 衣料、生活必需品等物資供給計画.....	5-12
第16節 石油類燃料供給計画.....	5-12
第17節 生活関連施設対策計画.....	5-13
第18節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画.....	5-15
第19節 防疫保健衛生計画.....	5-15
第20節 廃棄物処理等計画.....	5-15
第21節 飼養動物対策計画.....	5-15
第22節 文教対策計画.....	5-15
第23節 住宅対策計画.....	5-15
第24節 被災建築物安全対策計画.....	5-16
第25節 被災宅地安全対策計画.....	5-18
第26節 行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画.....	5-18
第27節 障害物除去計画.....	5-18
第28節 広域応援要請計画.....	5-18
第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画.....	5-18
第30節 ボランティア活動の支援調整計画.....	5-18
第31節 災害義援金募集（配分）計画.....	5-19
第32節 災害救助法の適用と実施.....	5-19

## 第6章 災害復旧計画

第1節 基本方針.....	6-1
第2節 公共施設等災害復旧計画.....	6-1
第3節 災害応急金融計画.....	6-2

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下、「基本法」という。)第42条の規定に基づき、恵庭市の地域に係る地震災害に関して、予防、応急対策及び復旧等の災害対策を実施するに当たって防災関係各機関が行うべき事務又は業務を定めて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている恵庭市地域防災計画の「地震災害対策編」として、恵庭市防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、恵庭市地域防災計画の「一般災害対策編」による。

## 第3節 計画の効果的促進

地震災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念により、自助（道民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。更には、災害発生時は自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、恵庭のまち全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

地震災害対策編（第1章）  
の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

## 第4節 計画の基本方針

---

この計画は、市及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

### 1 実施責任

#### (1) 恵庭市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### (2) 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、市及び道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 2 処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

## 第5節 市民及び事業所の基本的責務

---

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつどこでも起こりうる地震等の災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する運動を展開することが必要である。

### 1 市民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備
- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係のかん養
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 町内会や自治会における避難行動要支援者への配慮
- ク 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

#### (2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

### 2 事業所の責務

日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、市、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

## 地震災害対策編（第1章）

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（B C P）の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- オ 取引先とのサプライチェーンの確保

### (2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

### (3) 道民運動の展開

災害による被害を軽減するため、道では地域防災に関して協力可能な企業を募集、登録、公表することにより、広く道内企業と連携する「企業等防災サポートーバンク」を推進し、地域防災力の強化を図る。

## **第6節 災害対策行動マニュアルの作成**

---

この計画を、実施するため、恵庭市災害対策本部の各対策部は、平常時から具体的な「災害対策行動マニュアル」を作成し、防災訓練によりマニュアルの実効性を検証するとともに各対策部に常備し、部内の職員に周知を図るものとする。

## 第2章 恵庭市の地勢と災害の概要

### 第1節 自然条件

#### 1 恵庭の地形・地質

恵庭は、石狩～苫小牧低平地帯と呼ばれる低平な沖積平野のほぼ南部の西陵にあり、この付近一帯は千歳川の支流である漁川ほかの河川の流域に発達する沖積低平地となっており、標高20～30m程度の平坦地が広がる。

沖積低平地には現河川及び氾濫原堆積物が広く発達している。

これらの堆積物は、一括して沖積層とも呼ばれている。後背湿地に発達する泥炭は、おもにJR以北に分布している。

沖積層の厚さは、数十メートルであり、この下位には支笏軽石流堆積物が伏在している。この軽石流堆積物は、支笏火山噴出物の上層部である豊平浮石部層に対比される。

恵庭市中心部は、丘陵性の台地となり、支笏火山噴出物と下位の野幌層であり、いずれも第四紀洪積世の地層である。

また、地表部には、新しい恵庭火山や樽前火山の噴出物が成層している。

#### 2 地震災害の状況（北海道）

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年（慶長16年）の三陸はるか沖地震以来、約410年間に100回以上発生しており、昭和20年以降においても、1952年（昭和27年）の十勝沖地震、「1968年十勝沖地震」、1960年（昭和35年）の「チリ地震津波」、「1973年6月17日根室半島沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「昭和58年（1983年）日本海中部地震」、「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」、「平成15年（2003年）十勝沖地震」と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。

特に、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となった。なお、本市における地震災害は、下記のとおりである。

発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内の 最大震度	被害状況等
昭和43年5月16日 「1968年十勝沖地震」	青森県東方沖	7.9	当時震度観測地点なし	被害額 6,262千円
平成15年9月26日 「平成15年十勝沖地震」	十勝沖	8.0	4	重症1名骨折
平成30年9月6日 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部	6.7	5強	

## 第2節 災害の想定

### 1 北海道地方における地震の想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

### 2 被害の予測

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画によると13の海溝型地震（※<sup>1</sup>）と17の内陸型地震（※<sup>2</sup>）を想定している。

これらの中で、「石狩低地東縁断層帯南部の地震」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震」（※<sup>3</sup>）を本市に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として想定し、地震被害を予測する。

想定した2つの地震のうち、本市に最も大きな被害をもたらす地震は、「全国どこでも起こりうる直下の地震」で、市の北東側にあたる比較的軟弱な地盤で最大震度6強（※<sup>4</sup>）を示すものと予測される。

なお、海溝型地震については、北海道地震被害調査結果において、内陸型地震及び直下地震に比べて地震被害が軽微であることから被害予測を行わない。

#### 《想定地震における被害予測等》

地震のタイプ	石狩低地東縁断層帯南部の地震 (内陸型地震)		全国どこでも起こりうる直下の地震 (直下地震)
震源		千歳市から沙流郡日高町沖合の 海域に至る断層帯	
地震規模 (マグニチュード)		7.7	
予測 震度	市内最大 震度	6強	
	市役所周辺 での震度	6弱	
建築物 被害予測 (※5)	全壊 棟数	木造：49棟 非木造：43棟 合計：92棟	木造：120棟 非木造：70棟 合計：190棟
	半壊 棟数	木造：427棟 非木造：199棟 合計：626棟	木造：742棟 非木造：271棟 合計：1,013棟
被災者数(※6)		約1,500名	
人的 被害予測 (※7)	死者数	1名未満	
	負傷者数	113名 (重症者数：11名)	
火災発生件数 ※冬場(1~4月)の18時		28	

## (※1) 13の海溝型地震

千島海溝南部・日本海溝北部（三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖、択捉島沖）、500年間隔地震、日本海東縁部（北海道南西沖、積丹半島沖、留萌沖、北海道北西沖）、プレート内（釧路沖、厚岸直下、日高中部）

## (※2) 17の内陸型地震

活断層帯（石狩低地東縁断層帯主部、サロベツ断層帯、黒松内低地断層帯、当別断層、函館平野西縁断層帯、増毛山地東縁断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、標津断層帯、石狩低地東縁断層帯南部、沼田一砂川付近の断層帯）、札幌市直下の伏在断層、既往の内陸地震（弟子屈地域、浦河周辺、道北地域）、網走・紋別沖、オホーツク海（網走沖、紋別沖）

## (※3) 「全国どこでも起こりうる直下の地震」

中央防災会議では活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM6.9を上限として地震規模を想定している。

## (※4) 気象庁の震度階級と計測震度の関係

気象庁の震度階級	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4	6.5～

## (※5) 震度と全半壊率の関係

地震の計測震度と建築年次別の全半壊率の関係は、内閣府により過去の地震被害をもとに経験的に整理されており、昭和56年以前（旧耐震基準時）に建てられた建築物の震度5強から6弱の地震時における全半壊率は、昭和57年以降（新耐震基準時）に建てられた建築物の4倍以上になるものと予測されている。

なお、地域別の建築物被害予測については、資料7-8のとおり。

## (※6) 被災者数（建物被害による積算）

建築物被害予測 718棟 × 1世帯あたり人口2.05人により算出

$$(1\text{世帯当たり人口 } 70,079\text{人} \div 34,137\text{世帯} = 2.05\text{人/世帯})$$

## (※7) 全壊率と人的被害の関係

北海道の場合、冬期夜間などに被災すると凍死や凍傷といったことが起こる可能性がある。しかしながらこのような予測手法が確立されていないため、死者数の評価手法は、中央防災会議（2006年）において過去の地震被害実態を基に作成した全壊棟数と建築物の倒壊による死者数の関係式を適用する。

負傷者数及び重傷者数の評価については、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者数に占める重傷者の割合（重傷者比率）を用いた大阪府の手法（1997年）を適

## 地震災害対策編（第2章）

用する。

なお、本計画では、最大人口（住民人口）となる夜間の地震発生を想定し、人的被害の推定を行っている（建築物数及び人口については、令和3年1月時点の数値を用いている）。



## 第3章 防災体制

災害の予防、応急対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織運営及び災害対策本部の設置基準等を定めるものとする。

### 第1節 恵庭市災害対策本部

市長は、地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、道及び防災関係機関と相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

#### 1 本部の組織

一般災害対策編第3章第2節「恵庭市災害対策本部」を準用する。

(資料6) 恵庭市災害対策本部組織図

#### 2 本部の設置基準

市長は、震度5弱以上の地震が発生したときは、災害対策本部を設置する。

また、市長は、基本法第23条の2の規定により、災害救助、緊急措置、応急復旧その他災害対策を実施する必要があると認めたときは本部を設置する。

本部は、本庁舎に設置することを原則とするが、本庁舎が使用できないときは、市第2庁舎に本部を設置する。

なお、その他の事項については、一般災害対策編第3章第2節「恵庭市災害対策本部」を準用する。

#### 3 本部の運営

一般災害対策編第3章第2節「恵庭市災害対策本部」を準用する。

(資料8) 恵庭市災害対策本部各部・班の所掌事務

#### 4 地震非常配備体制

(1) 本部長は、地震が発生し必要と認めるときは、全市をあげてこれに対処するため、「地震非常配備体制」を発令する。

(2) 総務対策部長は、本部長の地震配備決定に基づき、各対策部長に対し本部の設置及び配備の規模を通知するものとする。

上記の通知を受けた各対策部長は、各対策部班長に対し当該通知の内容を通知するものとする。

各対策部長より通知を受けた各対策班は、直ちに所定の配備につくものとする。

各対策部において、あらかじめ部内の動員系統を確立しておくものとする。

(3) 地震非常配備体制の種別、配備基準、配備内容は別表のとおりとする。

## 地 震 非 常 配 備 基 準

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
地震第1非常配備	1 震度4の地震が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 次の各班の所要の人員をもって情報収集、応急対策実施にあたる 2 状況により速やかに第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする • 総務対策部（本部班、庶務班） • 支援対策部（広報班） • 経済対策部（経済対策班） • 保健福祉対策部（救護班） • 生活環境対策部（環境対策班） • 水道対策部（給水班、下水道班） • 建設対策部（道路河川班、施設班） • 避難教育対策部（避難対策班、教育対策班） • 消防部隊本部（総務班、指令情報班、第一中隊）
地震第2非常配備	1 震度5弱以上の地震が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2 状況により速やかに第3非常配備体制に円滑に移行できる体制とする
地震第3非常配備	1 震度6弱以上の地震が発生し被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1 災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあてる 2 それぞれの災害応急活動ができる体制とする

備考 災害規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(4) 活動要領

ア 活動の開始及び終了

(ア) 活動の開始

地震災害が発生する恐れがあり、又は発生した場合、本部の設置基準により本部が設置されたときは、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

(イ) 活動の終了

本部長は、予想された地震災害の危険が解消したと認められるとき、又は地震災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し解散するものとする。

イ 活動

(ア) 地震第1非常配備体制下の活動

総務対策部長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報、地震情報、災害応急対策等を関係各対策部長に伝達する。これに基づき各対策部長は、措置を検討するとともに隨時必要な応急対策を行うものとする。

(イ) 地震第2非常配備体制下の活動

- ① 本部長は、本部の機能を円滑にするため必要に応じ本部会議を開催する。
- ② 関係対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制、応急対策を強化する。
- ③ 総務対策部長は、関係対策部長及び防災会議と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- ④ 各対策部長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。
  - a 事態の重要性を対策部員に徹底させ、応急業務を行うこと。
  - b 装備、物資、機材、設備等を点検し、必要に応じて被災地区へ配置すること。
  - c 関係対策部及び災害対策に關係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

(ウ) 地震第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各対策部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動の状況を本部長に報告するものとする。

## 第2節 地震に関する情報

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

### 1 気象庁が発表する地震情報

#### (1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

札幌管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

#### (2) 地震情報の種類とその内容

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関する記述をして発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）

## 地震災害対策編（第3章）

### (3) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る灾害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況をとりまとめた資料。

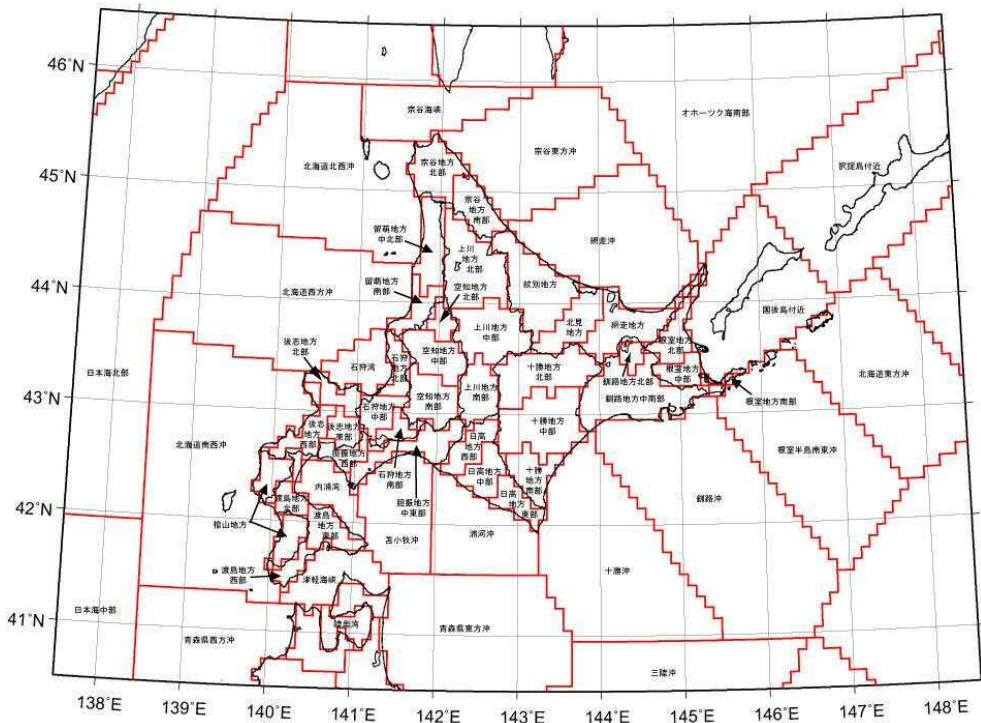
※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

## (4) 地震、津波に関する情報に用いる地域名称及び震央地名

## ア 緊急地震速報、地震情報の発表に用いる地域名称



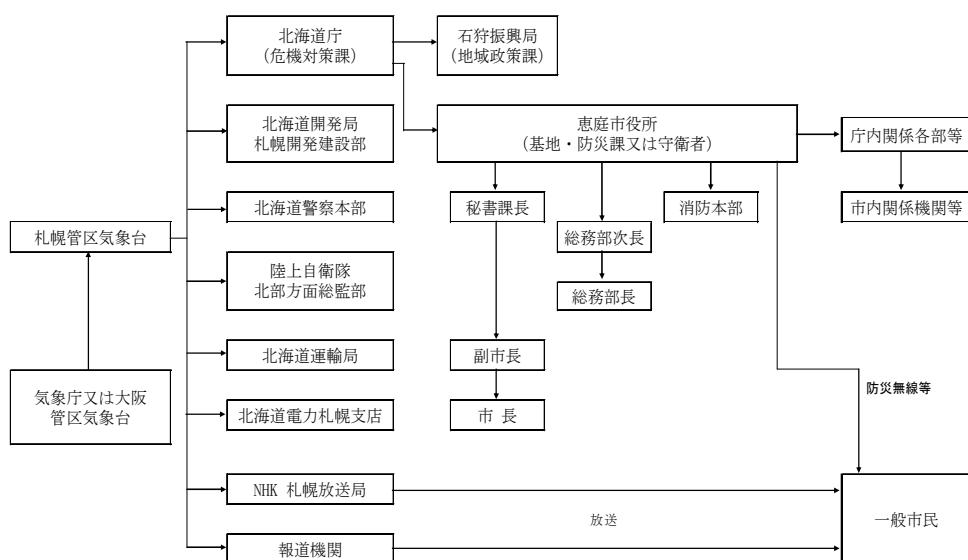
## イ 震央地名



## 2 地震に関する情報の伝達系統

地震に関する情報の伝達は、次の系統図により行う。

- 恵庭市における各種防災気象情報の受理は、勤務時間内は総務部基地・防災課が、また、勤務時間外については庁舎守衛が別記第1号様式「気象台・Em-Net・その他気象関連情報」にて取扱うものとする。
- 基地・防災課長は、その受理した防災気象情報の内容により、上司に報告とともに、庁内関係部等へ通知する。
- 通知を受けた関係部等は、必要に応じ関係機関等に周知を図るものとする。



## 3 異常現象を発見した場合の通報

異常音響及び地変などの異常現象を発見した者から通報を受けた市は、直ちに情報を

確認し、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて次の機関に通報する。

- (1) 消防本部
- (2) 千歳警察署
- (3) 石狩振興局危機対策室
- (4) 札幌管区気象台
- (5) 影響のある隣接市町
- (6) その他、その異常現象に関係ある機関

## 第4章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び事業所は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

### 第1節 市民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

#### 1 家庭における措置

##### (1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保をする。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

##### (2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 摺れがおさまったら、落ち置いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狹い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ク 避難は徒步で、持物は最小限にする。

- ケ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

## 2 職場における措置

### (1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

### (2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- エ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- カ 正確な情報を入手すること。
- キ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ク エレベーターの使用は避けること。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

## 3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

## 4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

## 5 運転者のとるべき措置

### (1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

#### 地震災害対策編（第4章）

- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままでし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

#### (2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混亂するので、避難のため車を使用しないこと。

## **第2節 地震に強いまちづくり推進計画**

---

市、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

### **1 地震に強い都市構造の形成**

- (1) 市、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 市、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

### **2 建築物の安全化**

- (1) 耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策に努める。
- (2) 市及び道は、防災拠点や学校（校舎・体育館）など公共施設の耐震診断を速やかに行い、耐震改修の実施を促進する。また、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上に努める。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (5) 市、道、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策に努める。

### **3 主要交通の強化**

市、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

なお、災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要なことから、本市の耐震改修促進計画に基づき、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

#### 4 通信機能の強化

市、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

#### 5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雜用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 市、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 市、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

#### 6 物資及び防災資機材等の整備・確保

市及び関係機関、道は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調達等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努めるものとする。

#### 7 復旧対策基地の整備

震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

#### 8 液状化対策

市、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等の普及に努める。

#### 9 危険物施設等の安全確保

市、道及び防災関係機関は、危険物施設及び火災原因となるボイラーアンダーフラッシュ等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

## 10 災害応急対策等への備え

市、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグランド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

## 11 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成する。市及び道等は、その計画に基づき、重点的・計画的に整備を進めることとする。

## 12 道の駅の防災拠点化

市及び防災関係機関は、道路利用者や地域住民の避難場所である道の駅「花ロードえにわ」について、災害時における物資の供給拠点、更には防災関係機関等の活動拠点として、広域的な防災拠点化を推進する。

### 第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

---

市、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、市民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

#### 1 防災知識の普及・啓発

- (1) 市、道及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- (2) 市及び道並びに防災関係機関は、市民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。
  - ア 啓発内容
    - (ア) 地震に対する心得
    - (イ) 地震に関する一般知識
    - (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
    - (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
    - (オ) 災害情報の正確な入手方法
    - (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
    - (キ) ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
    - (ク) 自動車運転時の心得
    - (ケ) 救助・救護に関する事項
    - (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
    - (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
    - (シ) 避難行動要支援者への配慮
    - (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策
  - イ 普及方法
    - (ア) テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
    - (イ) 広報誌（紙）、広報車両の利用
    - (ウ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
    - (エ) パンフレットの配布
    - (オ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (3) 市及び道並びに防災関係機関は、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

## 2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

## 3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

### 第4節 防災訓練計画

---

地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、実施に当たっては、一般災害対策編第4章第1節「防災教育及び訓練計画」を準用する。

## **第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備**

---

本節については、一般災害対策編第4章第2節「物資の調達・確保及び防災資機材等の整備」を準用するものとする。

## **第6節 相互応援体制整備計画**

---

本節については、一般災害対策編第4章第3節「相互応援体制整備計画」を準用するものとする。

## **第7節 自主防災組織の育成等に関する計画**

---

本節については、一般災害対策編第4章第4節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

## **第8節 避難体制整備計画**

---

本節については、一般災害対策編第4章第5節「避難体制整備計画」を準用するものとする。

## **第9節 避難行動要支援者対策計画**

---

本節については、一般災害対策編第4章第6節「避難行動要支援者対策計画」を準用するものとする。

## 第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害対策編第4章第8節「建築物災害予防計画」及び第4章第9節「消防計画」を準用するほか、次のとおりである。

### 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、市及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、恵庭市火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、市及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、幼少年火防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 3 予防査察の強化指導

市は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

## 5 消防計画の整備強化

市の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

## 第11節 危険物等災害予防計画

---

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、一般災害対策編第6章第4節「危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等を準用するほか、次のとおりである。

### 1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、市、道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導の強化に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関との連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

### 2 危険物保安対策

- (1) 恵庭市（消防本部）、北海道

ア 危険物製造所等に対し、隨時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要あるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行うものとする。

イ 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業所内における協力体制の確立について指導するものとする。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。

- (2) 千歳警察署

危険物製造所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図るものとする。

- (3) 北海道産業保安監督部

鉱山における高圧ガス、石油貯蔵タンク、パイプライン等の危険物については、適切な保安措置、管理、取扱作業に対する従業員への保安教育の徹底、自主保安体制の確立を指導するほか、立入検査等により保安対策について監督、指導を行うものとする。

- (4) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危

## 地震災害対策編（第4章）

険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

### 3 火薬類保安対策

#### (1) 恵庭市（消防本部）

事業所に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

#### (2) 北海道

ア 対象事業所に対し、必要な都度、保安検査、立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の指導、又はその後における周囲の状況の変化に対応する基準に適合するよう指導又は措置命令を行うものとする。

イ 事業等に係わる許可、許可の取消又は基準適合等の命令を発し、あるいは届出等を受理したときは速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連絡体制の確立を図るものとする。

ウ 事業所における従業員に対する保安教育の徹底、自主保安体制の確立を指導するものとする。

#### (3) 千歳警察署

ア 事業所に対し、必要な都度、立入検査を実施する等、その実態を把握し、必要な措置の指導にあたるほか、防災対策における措置体制の確立を図るものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要なときは、運搬日時、経路、火薬類の性状若しくは積載方法及び非常時の連絡方法等について必要な指示をするものとする。

#### (4) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 事業者の予防対策について監督・指導する。

#### (5) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

## 4 高圧ガス保安対策

### (1) 恵庭市（消防本部）

事業所及び販売店に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

### (2) 北海道

ア 事業所及び販売店に対し、必要な都度、立入検査を実施する等、設備基準、保安基準を遵守させるものとする。

イ 事業所及び販売店における従業員に対する保安教育の徹底、自主保安体制の確立を指導するものとする。

ウ 事業の届出を受理し、許可を行い、又は許可の取消を行ったときは、道公安委員会に通報する等、関係機関との連絡体制の確立を図るものとする。

### (3) 千歳警察署

ア 危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図るものとする。

イ 危険の発生が予想され、又は災害の発生等により施設から届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

### (4) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

### (5) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

## 5 毒物・劇物災害対策

### (1) 恵庭市（消防本部）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

### (2) 北海道

ア 毒物及び劇物の取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 千歳警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健福祉事務所（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

## 6 放射性物質災害対策

医療用、工業用の放射性物質の取扱いによる事故等の予防措置を定めるとともに、地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者及び防災関係機関等の初動体制を確立し、被害の拡大の防止に努めるものとする。

(1) 恵庭市（消防本部）

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 千歳警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(3) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

## 第12節 建築物等災害予防計画

---

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、一般災害対策編第4章第8節「建築物災害予防計画」を準用するほか、次のとおりとする。

### 1 建築物の防災対策

#### (1) 準防火地域の指定促進

市は、市街地の不燃化を図るため、道からの情報提供を活用して土地利用の動向を勘案し、準防火地域の指定に努める。

#### (2) 木造建築物の防火対策の推進

市及び道は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

#### (3) 既存建築物の耐震化の促進

市及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

#### (4) ブロック塀等の倒壊防止

市及び道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどと通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導する。

#### (5) 窓ガラス等の落下物対策

市及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

#### (6) 被災建築物の安全対策

ア 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

イ 市及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

ウ 市及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物

等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

## 第13節 土砂災害予防計画

---

本節については、一般災害対策編第4章第15節「土砂災害予防計画」を準用するものとする。

## 第14節 液状化災害予防計画

---

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### 1 北海道等の現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」(1964年)を契機として、認識されたところである。「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

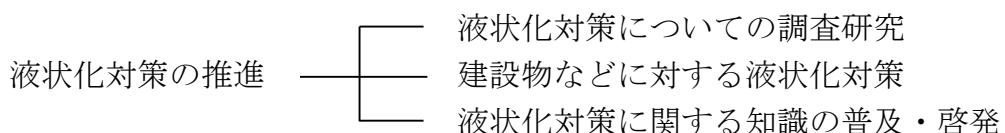
最近では、「平成15年(2003年)十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

### 2 液状化対策の推進

(1) 市及び道並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進に努める。

(政策の体系)



## (2) 液状化対策の調査・研究

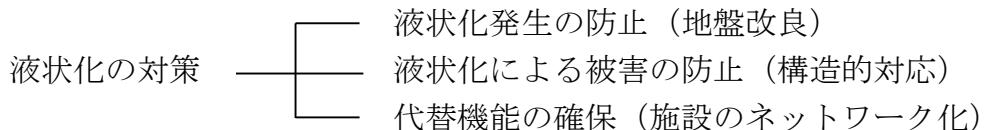
市及び道並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究に努める。

### 3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策、
  - (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策、
  - (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策、
- が考えられる。

(手法の体系)



### 4 液状化対策の普及・啓発

市及び道並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、市民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

---

## 第15節 積雪・寒冷対策計画

---

本節については、一般災害対策編第4章第16節「積雪・寒冷対策計画」を準用するものとする。

---

## 第16節 業務継続計画の策定

---

本節については、一般災害対策編第4章第18節「業務継続計画」を準用するものとする。

## 第5章 災害応急対策計画

本章は、地震災害に対処するため、恵庭市の防災体制を確立し、発災時における緊急措置、火災その他の災害が発生又は拡大した場合の対策をはじめ、災害現象が終了し、市民生活が平常に戻るまでの間の諸措置について、災害態様に応じた各種活動計画を定めるものとする。

### 第1節 基本方針

---

複合災害である地震は、災害を同時に多発させ、かつ、拡大させていくので、防災活動を抑制する障害条件が重なり、活動を一層困難にする。

この悪条件下において、限られた人員と装備をもってこれに対処するためには、市民の安全を確保するのに最も緊急重要な対策を最優先とした活動方針をもってこれに臨まなければならない。

本計画においては、出火防止と初期消火の徹底、早期避難の指示と安全な避難場所への誘導、被災者の救護活動に重点をおいた応急対策について定めるものとする。

（各対策部）

### 第2節 応急措置実施計画

---

本節については、一般災害対策編第5章第3節「応急措置実施計画」を準用するものとする。

### 第3節 災害情報等の収集・伝達計画

---

地震災害時における通信体制については、次のとおりとするほか、一般災害対策編第5章第2節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

#### 1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

(1) 市及び道は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALENT）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

(2) 市、道及び防災関係機関は、避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害時情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALENT）、テレビ、ラジオ（地域コミュニティFM放送）、携帯電話（メール機能）、ワンセグ等、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(3) 道は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災、防犯に関する情報の取得及び緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置及び多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(4) 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、市、道等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

(5) 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、被災市町村から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行うものとする。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行うものとする。

## 2 災害情報等の内容及び通報の時期

### (1) 防災関係機関への通報

- ア 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。
- イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

### (2) 道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により石狩振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで隨時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

### (3) 国への報告

ア 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

イ 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

## 3 災害情報等の連絡体制

- (1) 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- (2) 市及び道は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

## 4 通報手段の確保

- (1) 一般加入電話による通報
- (2) 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- (3) 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- (4) 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- (5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- (6) 電気通信事業者が所有する非常用通信装置（無線系・衛星系）による通報。

### (7) 衛星通信による通報

道は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶の恐れがあり、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。

## 5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、市、道等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

## 6 被害状況報告

総務対策部（本部を設置しない場合は総務部基地・防災課）は、地震災害が発生した場合、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料3-5）により、別記第3号様式及び第5号様式を作成し、石狩振興局に報告する。

なお、市長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

### 被害状況等の報告（消防庁報告先）

時 間 帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報 告 先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5353-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	6-048-500-90-49013	6-048-500-90-49102
	FAX	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036

注) 本節に定める様式等は、北海道の前記要領を参考に作成しているが、石狩振興局へ報告する場合、同要領に定める様式を使用することになっているので留意のこと。

【参考】

《J-ALERTとは》

地震や有事関連情報など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を用いて国（消防庁）からの情報を受信し、既設の同報系防災行政無線を利用して、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。（自動放送）

これにより、市民への伝達時間を短縮することができ、早期の避難や予防措置などを促し、被害の軽減に貢献することが期待できる。

《J-ALERTの運用について》

1 放送内容

緊急地震速報（最大震度5弱以上の揺れが予想され、石狩地方南部に震度4以上の地震が発生すると予測された場合）のほか、有事関連情報。

2 放送時間

24時間

3 放送箇所

防災無線屋外放送塔（55基）及び戸別受信機（約900台）のすべて

## 第4節 勤員計画

---

地震災害に関しては、恵庭市内に発生した地震の震度に応じて、第3章第3節「恵庭市災害対策本部」の地震非常配備基準に基づき、各配備体制を確保するため、勤務時間外等においては自主参集するものとし、その他の事項については、一般災害対策編第5章第4節「勤員計画」を準用するものとする。

また、J-ALETによる緊急地震速報の防災行政無線を確認した場合の対応も同様とする。（各対策部）

## 第5節 災害広報計画

---

地震災害時において、被災地域の混乱防止、民生の安定を図るため、迅速、的確に、地震情報、災害情報を広報し、災害の拡大防止、二次災害の防止に努めるため、一般災害対策編第5章第5節「災害広報計画」に準用するほか、次のとおり実施する。（支援対策部、保健福祉対策部）

### 1 広報の内容

#### (1) 地震発生直後の広報

- ア 余震情報
- イ 地震時の一般注意事項
- ウ 初期消火活動、人命救助の呼び掛け
- エ 災害情報、被害情報、火災状況（発生箇所、避難等）
- オ 避難に関する情報（避難指示等の状況、避難所の位置、経路等）
- カ 市の災害対策活動体制及び活動状況
- キ その他必要事項

#### (2) その後の広報

- ア 災害情報及び被災状況
- イ 救援物品の配給状況
- ウ ライフライン等の状況（交通・通信状況、電気、上下水道等）
- エ 道路・橋梁、河川等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- オ ボランティア受入情報
- カ 安否情報
- キ 市の一般平常業務の再開状況
- ク 医療救護所の開設状況
- ケ 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項
- コ その他必要事項

#### (3) 災害状況速報の作成、活用

（第1号様式）災害状況速報

### 2 広報手段

一般災害対策編第5章第5節「災害広報計画」を準用するほか、必要に応じて印刷物等を作成し、災害情報、被害情報、生活関連情報などを現地において配付し、又は掲示する。

### 3 市民、被災者からの相談活動

市は、被災者等の抱える生活上の不安を解消するため要望を把握し、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに相談体制の確立を図り、防災関係機関及び他部の協力を得て、相談活動を実施する。

(1) 相談窓口の設置及び実施体制

災害の状況により必要と認めたときは、災害対策本部の指示により相談窓口を市役所庁舎及び必要と認める避難所などに設置する。この場合、必要な関係各部の相談員の応援を本部に要請するものとする。

また、災害現場における住民懇談会等により、市民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(2) 専門家の協力

法律相談、登記相談、税務相談、社会保険に関する相談、応急修繕相談などは、専門家の協力が必要不可欠であり、必要に応じて弁護士、税理士、建築士などの協力を得て行うものとする。

(3) 要望等の処理

総合的情報提供、安否確認や交通の状況、義援金その他支援施策に対する問い合わせ専用の電話窓口を設置し対応するとともに各関係機関から得られる情報を総合的に提供する。

## 第6節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地域の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

また、市における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、一般災害対策編第4章第9節「消防計画」及び一般災害対策編第6章第5節「大規模な火事災害対策計画」に準用するものとする。（消防部隊本部）

### 1 消防活動体制の整備

市はその地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

### 2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、又必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖くずれ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 3 相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

### 4 地震火災対策計画の策定

市は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を策定する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動

は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員の招集も困難になるなど、消防力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の設置のほか、河川の利用等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に高齢者、障がい者等の災害時要援護者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防隊の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## **第7節 避難対策計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第6節「避難対策計画」を準用するものとする。

## **第8節 救助救出計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第7節「救助救出計画」を準用するものとする。

## **第9節 災害警備計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第8節「災害警備計画」を準用するものとする。

## **第10節 交通応急対策計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第9節「交通応急対策計画」を準用するものとする。

## **第11節 輸送計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第10節「輸送計画」を準用するものとする。

## **第12節 ヘリコプター等活用計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第30節「ヘリコプター等活用計画」を準用するものとする。

## **第13節 食料供給計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第11節「食料供給計画」を準用するものとする。

## **第14節 給水計画**

---

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、「地震対策マニュアル」（平成23年11月水道部作成）に基づき対応するものとし、その他、一般災害対策編第5章第12節「給水計画」を準用するものとする。（水道対策部）

## **第15節 衣料、生活必需品等物資供給計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第14節「衣料、生活必需品等物資供給計画」を準用するものとする。

## **第16節 石油燃料供給計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第15節「石油燃料供給計画」を準用するものとする。

## 第17節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。  
(総務対策部<sup>\*1</sup>、水道対策部)

### 1 上水道

一般災害対策編第5章第13節「上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

#### (1) 応急措置

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

#### (2) 広報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 2 下水道

一般災害対策編第5章第13節「上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

#### (1) 応急復旧

市長は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

#### (2) 広報

市長は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

### 3 電気

一般災害対策編第5章第16節「電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

#### (1) 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじ

め定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

## (2) 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

## 4 ガス

一般災害対策編第5章第17節「ガス施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

### (1) 応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

### (2) 広報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

## 5 通信

### (1) 応急復旧

東日本電信電話㈱北海道事業部などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

### (2) 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 6 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

(\*1) 関係機関との連絡調整

## **第18節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第18節「医療救護・助産及び歯科医療救護計画」を準用するものとする。

## **第19節 防疫保健衛生計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第19節「防疫保健衛生計画」を準用するものとする。

## **第20節 廃棄物処理等計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第20節「廃棄物処理等計画」を準用するものとする。

## **第21節 飼養動物対策計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第21節「飼養動物対策計画」を準用するものとする。

## **第22節 文教対策計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第22節「文教対策計画」を準用するものとする。

## **第23節 住宅対策計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第23節「住宅対策計画」を準用するものとする。

## 第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。（建設対策部）

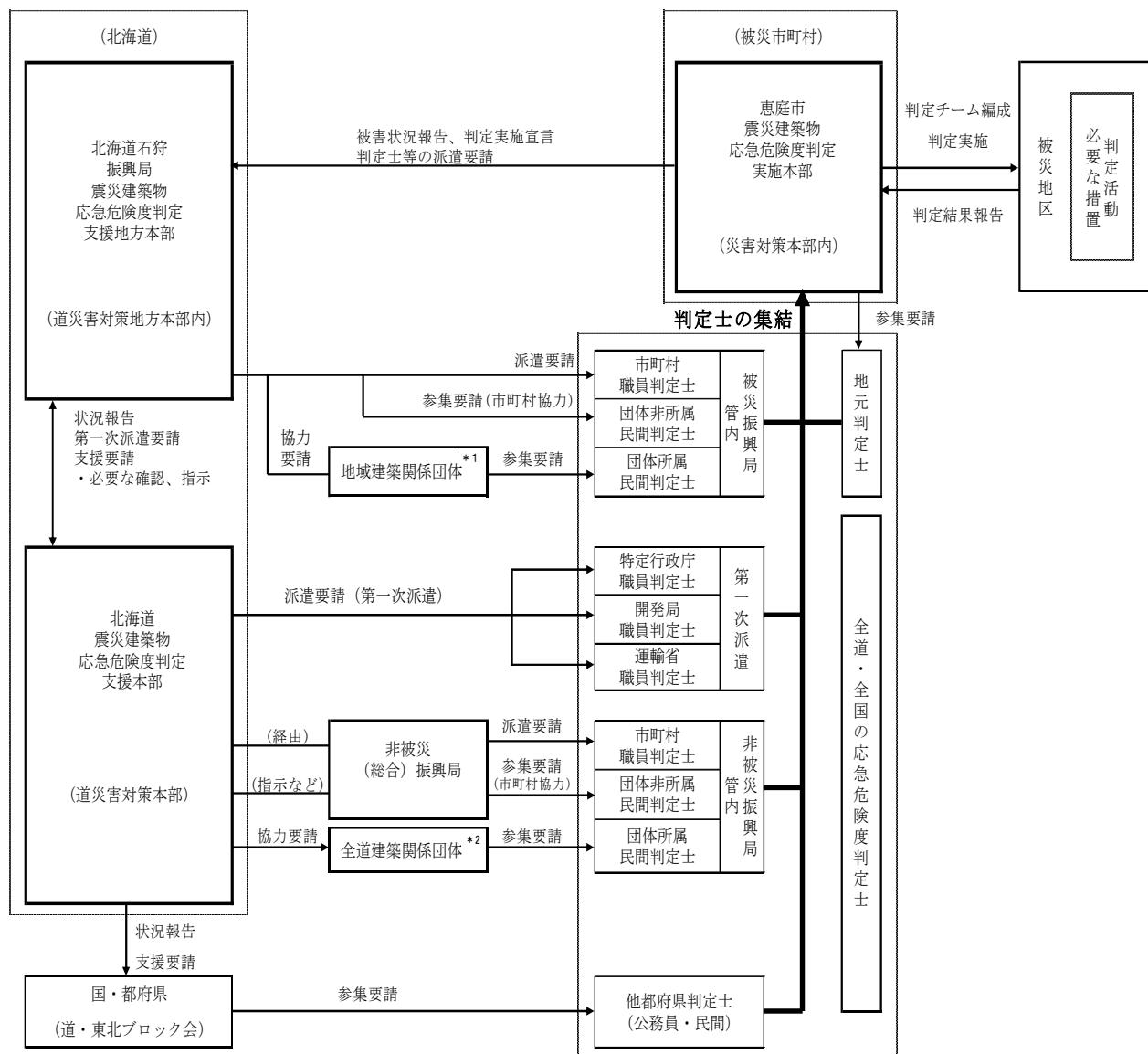
### 1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

#### (1) 活動体制

市及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」（資料79）に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



\*1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）

\*2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

(2) 基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

(ア) 危険

建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

(イ) 要注意

建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

(ウ) 調査済

建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体及び実施方法

ア 北海道及び恵庭市

道及び市は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

## **第25節 被災宅地安全対策計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第24節「被災宅地安全対策計画」を準用するものとする。

## **第26節 行方不明者の搜索及び遺体の処理並びに埋葬計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第25節「行方不明者の搜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」を準用するものとする。

## **第27節 障害物除去計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第26節「障害物除去計画」を準用するものとする。

## **第28節 広域応援要請計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第32節「広域応援要請計画」を準用するものとする。

## **第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第31節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するものとする。

## **第30節 ボランティア活動の支援調整計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第34節「ボランティア活動の支援調整計画」

地震災害対策編（第5章）  
を準用するものとする。

### **第31節 災害義援金募集（配分）計画**

---

本節については、一般災害対策編第5章第35節「災害義援金募集（配分）計画」を準用するものとする。

### **第32節 災害救助法の適用と実施**

---

本節については、一般災害対策編第5章第37節「災害救助法の適用と実施」を準用するものとする。



## 第6章 災害復旧計画

この計画は、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

### 第1節 基本方針

---

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため、迅速、適切な対策を講じるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じるなど、適切な復旧対策を実施するものとする。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に綿密なる連絡を取り、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

### 第2節 公共施設等災害復旧計画

---

本節については、一般災害対策編第7章「災害復旧計画」を準用する。

## 第3節 災害応急金融計画

---

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、市及び道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

### 1 実施計画

#### (1) 一般住宅復興資金の確保

市は、道と連携して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金を援助し、また、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

#### (2) 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため、必要な資金の融資等を行う制度で、市は道と連携して、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し相談に応じるとともに所要の指導を行う。

#### (3) 農林水産業等金融対策

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経費の安定を図るため、日本政策金融公庫等により融資等の支援を行う。

市は道と連携して、被災者からの問合せに対する対応や本制度の周知に努める。

#### (4) 福祉関係資金の貸付け等

市は道と綿密な連絡にもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

#### (5) 被災者生活再建支援金

道は、市と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

### 2 財政対策

#### (1) 市、道及び防災関係機関並びに金融機関は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

#### (2) また、指定地方行政機関、金融機関は、市及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等の復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

### 3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした損害保険であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市及び道は、その制度の普及促進にも努めるものとする。